

宮城県経営安定資金

新型コロナウイルス感染症対応資金

令和2年6月15日から融資限度額が4,000万円に引き上げられました！！

令和二年新型コロナウイルス感染症による影響の拡大により、著しい信用収縮が生じた中小企業者に対し円滑な資金供給を行い、中小企業者の事業継続や経営の安定を図ることを目的として創設されました。	
保証条件	
融資限度額	4,000万円
対象資金	経営の安定に必要な事業資金
貸付形式	証書貸付または手形貸付
保証期間	10年以内(据置5年以内) 一括返済は1年以内
返済方法	原則として均等分割返済 保証期間が1年以内の場合は一括弁済も可
信用保証料率	年0.85% ※当初信用保証料について、全額又は半額の補助が受けられます ※条件変更に伴い、追加として生じる信用保証料は補助の対象外 ※本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は0.2%上乗せ
融資利率	年1.30% ※要件を満たした場合、3年間の利子補給が受けられます
担保	原則として無担保
保証人	原則として法人代表者以外は不要です
取扱期間	令和2年5月1日から令和2年12月31日までに保証申込を受付したもので、かつ同年5月1日から令和3年1月31日までに融資実行したものの

下記のいずれかの認定を受けられた方が本資金の対象です

- ① セーフティネット4号の認定
- ② セーフティネット5号(イ)の認定
- ③ 危機関連認定

令和2年1月29日以降に取得した認定書であれば、同年8月31日までは再度申請いただく必要はありません(コピー可)



©光プロダクション

宮城県信用保証協会

本資金において、一定の要件を満たした事業者に対し、当初信用保証料について、全額又は半額の補助が受けられます。

また、融資利率についても、要件により利子補給が受けられます。(一部対象とならないものがあります。)

信用保証料補助の割合と利子補給の対象は下記の整理表にてご確認ください。

認定の種類	申込人(お客様)		売上減少率	当初信用保証料補助	利子補給
セーフティネット保証4号	規模に関わらず全て		20%以上	全額	3年全額
危機関連保証	規模に関わらず全て		15%以上	全額	3年全額
セーフティネット保証5号	個人事業主	小規模企業者の方	5%以上	全額	3年全額
		小規模企業者でない方	15%以上	全額	3年全額
			5%以上15%未満	1/2	なし
	法人		15%以上	全額	3年全額
			5%以上15%未満	1/2	なし

※個人事業主かつ小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人(商業またはサービス業(宿泊業及び娯楽業を除く)を主たる事業とする事業者については5人)以下の方となります。

小規模企業者としての確認は、信用保証委託申込書に記載された人数をもって確認しますので、正確にご記載願います。

注) 融資限度額が4,000万が引き上げられたことに伴い、本資金の融資について、同じ新型コロナウイルス感染症対応資金で借換えを行うことについて、一定の制限が追加されました。

本資金に係る認定書の申請窓口は、お客様の本店(個人事業主の方は事業所)の所在する市町村となっております。詳しくは、各市町村の商工窓口にてご確認ください。